

安心補償パックMAX向け保険のご案内

～海外旅行保険～

安心補償パックMAXには、加入時に登録されたご利用者を補償の対象とした「海外旅行保険」がセットされています

海外旅行保険の概要

【補償概要】

海外旅行中に事故によるケガのため死亡した場合や、携行品（カメラ・スマホ・PCなど）の破損、パスポート盗難時の再取得費用（再発給手数料、再発給のための交通費・宿泊費など）、航空会社に運搬を寄託した手荷物が航空機到着後6時間以内に予定目的地に運搬されなかったため、やむをえず必要となった身の回り品購入のための費用等を補償します。（傷害死亡保険金・携行品損害保険金・航空機寄託手荷物遅延等費用保険金）

【被保険者（補償の対象となる方）】

グローバルWiFi利用者かつ安心補償パックMaxにご加入した個人の方

【補償期間】

<①補償開始時刻>

下記のいずれか遅い時刻を補償開始時刻とします

- ・グローバルWiFiのレンタル開始日の日本時間午前0時
- ・海外旅行の目的をもって住居を出発した時刻

*ただし、グローバルWiFiのレンタル契約を締結した時間が上記時刻より遅い場合は、レンタル契約を締結した時刻が補償開始時刻となります

<②補償終了時刻>

下記のいずれか早い時刻を補償終了時刻とします

- ・グローバルWiFiのレンタル終了日の日本時間午後12時
- ・補償対象の海外旅行から住居に帰着した時刻

*WiFiのレンタル期間を延長した場合であっても、当該補償は当初のレンタル期間までの補償となります

*安心補償パックMAXに31日を超えてお申込みをした場合でも、当該補償は31日目までの補償となります

【補償内容】

	保険金額
傷害死亡保険金	30万円
携行品損害保険金	10万円（パスポート再取得費用補償の上限は5万円となります）
航空機寄託手荷物遅延等費用保険金	10万円

【事故が発生した場合は】 万一事故が発生した場合は、30日以内に下記連絡先にご連絡ください。

ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被災した損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<連絡先> 株式会社ビジョンサポートセンター 0120-510-670

<受付時間> 24時間受付 携帯・PHSもOK

【個人情報の取り扱いについて】

株式会社ビジョンおよび株式会社フィナンシャル・エージェンシーは、本事業の運営において知り得た顧客等の個人情報（氏名、住所、生年月日、性別、電話番号等）について、個人情報保護法等の法令を遵守し、かつ善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。本保険の取扱代理店である株式会社フィナンシャル・エージェンシーは、本保険の給付金請求サポート等の保全活動を通じて得た被保険者の情報（但し、いわゆるセンシティブ情報を除きます）について、本保険の契約者である株式会社ビジョンに連携・報告を行ない、今後のサービス改善に努めます。なお、下記の利用目的のみ使用致します。Ⅰ、お客様よりご利用を受けた各種サービスを提供するため Ⅱ、お客様に対して各種営業情報及び販促品を提供するため Ⅲ、Ⅰにおける各種サービスの提供後に、アンケート、その他事項等、改めてお客様と接触をする必要が発生した際のため Ⅳ、お客様から頂いたご意見、ご要望にお答えするため Ⅴ、保険サービスの提供会社であるau損害保険株式会社の保険引受の審査、本契約の履行のためおよび引受保険会社及び取扱代理店が行う他の商品・サービスの案内のため また、Ⅴについては、利用目的の達成に必要な範囲で、業務委託先、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、再保険会社等に提供することがあります。また、本保険の取扱代理店である株式会社フィナンシャル・エージェンシーは、本保険の被保険者（補償の対象となる方）に対して、電子メールにより、保険に関するメールマガジン・広告等を配信することができるものとします。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。詳細については株式会社フィナンシャル・エージェンシーのホームページ（<https://www.financial-agency.com/compliance/pepersonalinfo/>）、およびau損害保険株式会社のホームページ（<http://www.au-sonpo.co.jp/>）をご覧ください。

お客さま お問合せ先

株式会社ビジョンサポートセンター

TEL：0120-510-670

（24時間受付 携帯・PHSもOK）

【引受保険会社】

au損害保険株式会社

【取扱代理店】

株式会社フィナンシャル・エージェンシー

お支払いする保険金のご説明

海外旅行保険の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡 保 険 金	海外旅行中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">30万円</div> <small>(傷害死亡保険金額の全額)</small>	<ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 闘争行為、自殺行為、犯罪行為 ③ 自動車、原動機付自転車の無資格運転中、酒気帯び運転中または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転中の事故 ④ 脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤ 妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変(注) ⑦ 自動車等の乗用具による競技、競争もしくは興行またはこれらのための練習を行っている間の事故 ⑧ 危険な職業に従事中のケガ ⑨ 旅行開始前・終了後に発生したケガ <p style="text-align: right;">など</p> <p>(注)テロ行為によって発生したケガに関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約」により、保険金お支払いの対象となります。</p>
携行品損害 保 険 金	海外旅行中に携行する身の回り品(注)に、偶然な事故により損害が発生した場合 (注)被保険者が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品をいいます。ただし、下記のもの是对象に含まれません。 ① 通貨、小切手、株券、手形、定期券、印紙、切手、その他これらに類する物。ただし、定期券以外の乗車券等については補償対象となります。 ② 預貯金証書、キャッシュカード、クレジットカード、運転免許証、その他これに類する物。ただし自動車または原動機付自転車の免許証やパスポートについては補償対象となります。 ③ 船舶、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品 ④ 山岳登山(ビッケル等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等)をいいます。)などの危険な運動を行っている間のそのための用具やサーフィン等を行うための用具 ⑤ 義歯、義肢およびコンタクトレンズその他これらに類する物 ⑥ 動物および植物 ⑦ 商品もしくは製品等または業務の目的のみに使用される設備もしくは什器 など	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">損害の額</div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">自己負担額 (0円)</div> <small>※ 補償期間を通じ、10万円(携行品損害保険金額)が限度となります。 ※ 損害の額は携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は5万円)が限度となります。 ※ 損害の額とは修理費、または再調達価額(同等のものを再度新品で購入するために要する費用をいいます。)から減価償却した時価額のいずれか低い方をいい、運転免許証については再発給手数料を、パスポートについては5万円を限度に再取得費用(現地にて負担した場合)に限ります。交通費、宿泊費を含みます。)をいいます。 ※ 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われている場合には、保険金を差し引いてお支払いすることがあります。</small>	<ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 自動車、原動機付自転車の無資格運転中、酒気帯び運転中または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転中の事故 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変(注) ④ 差押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での銃の破壊を含みません。) ⑤ 保険の対象の欠陥 ⑥ 保険の対象の自然の消耗・性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い ⑦ 保険の対象のすり傷等の単なる外観の損傷 ⑧ 保険の対象の置き忘れ・紛失 <p style="text-align: right;">など</p> <p>(注)テロ行為によって発生した損害に関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約」により、保険金お支払いの対象となります。</p>
航空機寄託手荷物遅延費用保 険 金	航空会社に運搬を委託した手荷物が、航空機到着後6時間以内に予定目的地に運搬されなかったため、やむをえず必要となった身の回り品(注)購入のための費用を負担した場合。 (注)身の回り品購入費とは、次の①から③のものをいいます。 ①衣類購入費(下着・寝間着等の必要不可欠な衣類) ②生活必需品購入費(洗面用具など) ③上記①②以外にやむを得ず必要となった身の回り品購入費	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">身の回り品購入費</div> <small>※ 1回の事故につき10万円が限度となり、目的地に到着してから96時間以内に負担した費用に限ります。</small>	<ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者または保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変(注) ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 <p style="text-align: right;">など</p> <p>(注)テロ行為によって発生した損害に関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約」により、保険金お支払いの対象となります。</p>

*この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり(普通保険約款・特約集)」に記載しています。「ご契約のしおり(普通保険約款・特約集)」をご希望の方は、株式会社ビジョンサポートセンターもしくは取扱代理店である株式会社フィナンシャル・エージェンシーにお申し出ください。またau損保のホームページにも掲載していますので、ご覧ください(<http://www.au-sonpo.co.jp/>)。

事故が発生した場合

保険金の請求を行うときは、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）」の「保険金の支払請求時に必要となる書類等」のうち、引受保険会社が求める書類をご提出していただく必要があります。

(1) 当社所定の保険金請求書	
(個人情報取扱いに関する同意を含みます)	
(2) 当社所定の傷害（損害など）状況報告書	
※事故日時、発生場所、原因等をご申告される書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(5)～(6)に掲げる書類もご提出いただく場合があります。	
(3) 被保険者であることを確認する書類	
例	・ 家族関係の証明書類（住民票、健康保険被保険者証） ・ 各種名簿 ・ 旅行中であることを証明する書類 など
(4) 保険金の請求権をもつことの確認書類	
例	・ 印鑑証明書、資格証明書 ・ 戸籍謄本 ・ 委任状 ・ 未成年者用念書 など
(5) ケガに関する保険金をご請求する場合に必要な書類	
① 保険事故の発生を示す書類	
例	・ 公的機関が発行する証明書（事故証明書など） ・ 当社所定の死亡診断書または死体検案書 など
② 保険金支払額の算出に必要な書類	
例	・ 当社所定の診断書・領収書 ・ 当社所定の後遺障害診断書 ・ レントゲン等の検査資料 など
③ その他の書類	
例	・ 運転資格を証する書類（免許証など） ・ 調査同意書（当社がケガの状況や程度などの調査を行うために必要な同意書） など
(6) 携行品損害に関する保険金をご請求する場合に必要な書類	
① 保険事故の発生を示す書類	
例	・ 公的機関が発行する証明書（事故証明書、盗難届証明書など） ・ 損害物の写真 など
② 保険金支払額の算出に必要な書類	
例	・ 被害品の価格を証明する書類 ・ 修理見積書 ・ 領収書 など
③ その他の書類	
例	・ 調査同意書（当社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書） ・ 運転免許証のコピー ・ 他の保険契約等がある場合はその内容がわかるもの ・ パスポートのコピー など
(7) 航空機寄託手荷物遅延等費用に関する保険金をご請求する場合に必要な書類	
① 保険事故の発生を示す書類	
例	・ 航空会社またはこれに代わるべき第三者の事故証明書 など
② 保険金支払額の算出に必要な書類	
例	・ 費用の支出を証明する書類 ・ 領収書または精算書 など
③ その他の書類	
例	・ 調査同意書（当社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書） ・ 他の保険契約等がある場合はその内容がわかるもの など